

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 4 月 30 日（火）第2902号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○養ほう振興法及びみつばち転飼条例施行細則の一部を改正する規則（※）

(畜産課取扱い) 1

規 則

養ほう振興法及びみつばち転飼条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 4 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 42 号

養ほう振興法及びみつばち転飼条例施行細則の一部を改正する規則

養ほう振興法及びみつばち転飼条例施行細則（昭和31年鹿児島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

養蜂振興法及び鹿児島県蜜蜂転飼条例施行細則

第1条中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「みつばち転飼条例」を「鹿児島県蜜蜂転飼条例」に改める。

第2条第1項中「みつばち飼育届」を「蜜蜂飼育届」に改め、同条第2項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「変更届は、みつばち飼育変更届」を「変更の届出は、蜜蜂飼育変更届」に改める。

第3条第1項中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に改め、同条第2項中「みつばち転飼許可事項変更申請書」を「蜜蜂転飼許可変更申請書」に改め、同条第3項中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、「毎年次のとおり」を「当該許可に係る転飼をしようとする日の2月前まで」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

4 条例第4条第4項の許可を受ける場合の蜜蜂転飼許可変更申請書の提出期限は、当該許可に係る変更をしようとする日の1月前までとする。

第4条及び第5条を次のように改める。

(身分証明書)

第4条 法第9条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記第6号様式）による。

2 条例第6条第3項の身分を示す証票は、身分証明書（別記第7号様式）による。

(書類の経由)

第5条 法、条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副2通とし、蜜蜂の転飼の場所（法第3条第1項及び第3項の規定による届出にあつては、蜜蜂の飼育を行う者の住所地）を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して提出しなければならない。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先 (電話番号)

養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 飼育蜜蜂

日本蜜蜂 ・ 西洋蜜蜂

2 年 1 月 1 日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数

3 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼育予定最大計画 蜂群数	飼 育 期 間
	群	1 月 1 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで
	群	月 日から 月 日まで

備考 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 飼育蜜蜂は、日本蜜蜂又は西洋蜜蜂のうち、飼育しているものを○で囲むこと。

3 飼育場所は、字、番地まで記入すること。

4 飼育計画は、1 月 1 日から12月31日までについて記入すること。

5 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第 2 号様式中

「第 2 号様式 (第 2 条関係)

みつばち飼育変更届

年 月 日 を

鹿児島県知事

殿

」

「第 2 号様式 (第 2 条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日 に,

鹿児島県知事

殿

」

「養ほう振興法第 3 条第 2 項」を「養蜂振興法第 3 条第 3 項」に, 「年度みつばち飼育計画」を「年蜜蜂飼育計画」に,

「

飼育場所	飼育群数	飼育計画	飼育場所	飼育群数	飼育計画
------	------	------	------	------	------

」

「

飼育場所	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間	飼育場所	飼育予定 最大計画 蜂群数	飼育期間
------	---------------------	------	------	---------------------	------

」

改め, 同様式に備考として次のように加える。

備考 1 氏名を自署する場合には, 押印を省略することができる。

2 本届出に記載された内容については, 蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第 3 号様式中「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に,

「養ほう振興法第 4 条第 1 項」を「養蜂振興法第 4 条第 1 項」に, 「ほう群みつばち転飼条例第 2 条第 1 項」を「鹿児島県蜜蜂転飼条例第 2 条第 1 項」

数」を「蜂群数」に,

主な みつ 源

を

主な 蜜源

に改め, 同様式備考第 3 号中「あて先」を

「宛先」に改め, 同号を同様式備考第 4 号とし, 同様式備考第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 本申請に記載された内容については, 蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

別記第 4 号様式中「ほう場」を「蜂場」に, 「みつばち転飼」を「蜜蜂の転飼」に改める。

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

第 5 号様式 (第 3 条関係)

蜜蜂転飼許可変更申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所
 氏名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名)
 連絡先 (電話番号)

年 月 日に交付された蜜蜂転飼許可証第 号中鹿児島県蜜蜂転飼条例第 2 条第 2 項の規定により条件を付された事項について下記のとおり変更の許可を受けたいので、同条例第 4 条第 4 項の規定により申請します。

記

変 更 し よ う と す る 事 項	変 更 の 理 由	
	変 更 前	変 更 後
蜂 群 数		
転 飼 期 間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで
飼 養 管 理 者 住 所 氏 名		
そ の 他 の 条 件		

- 備考 1 変更の理由は、具体的かつ詳細に記入すること。
 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 3 本申請に記載された内容については、蜂群の配置調整又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。

第6号様式（第4条関係）

(表)

身分証明書		第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日		年 月 日
<p>上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査等を行うことができる職員であることを証明する。</p>		
年 月 日		
鹿児島県知事		印

(裏)

養蜂振興法（抜粋）
<p>（報告及び立入検査）</p> <p>第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第4条関係）

（表）

身分証明書	第 号
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、鹿児島県蜜蜂転飼条例第6条第1項の規定により立入検査等を行うことができる職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県知事 印</p>	

（裏）

<p>鹿児島県蜜蜂転飼条例（抜粋）</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第6条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、蜜蜂を転飼した者その他必要と認める者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又は検査員に、転飼の場所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の検査員は、知事が任命する。</p> <p>3 第1項の規定による検査又は質問をする検査員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示さなければならない。</p> <p>4 検査員は、検査の際できる限り関係者を立ち合わせなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。